

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

熊本県告示第544号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
あさぎり町社会福祉協議会 訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1190番地2	社会福祉法人 あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町免田東 1190番地2 植薄 清重	平成15年 4月1日	43000100143113	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第545号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
あさぎり町社会福祉協議会 訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1190番地2	社会福祉法人 あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町免田東 1190番地2 植薄 清重	平成15年 4月1日	43000200194115	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第546号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
あさぎり町社会福祉協議会 訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1190番地2	社会福祉法人 あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町免田東 1190番地2 植薄 清重	平成15年 4月1日	43000300033114	児童居宅介護

公 告

熊本県公告第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画下水道 水俣公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所